

エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3.5」の 部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

2023年12月22日に閣議決定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更では、紙類の印刷用紙において、市場における古紙需給環境の変化や持続可能性や生物多様性に配慮することも重要であることなどを理由として、総合評価値の算定式の一部見直し（指標項目として管理木材パルプの追加、古紙パルプ配合率他の使用上限・下限の変更等）が行われた。

エコマーク認定基準は、グリーン購入法の判断の基準の同等以上の基準を設定する原則に基づく関係は維持しつつ、改定により追加・変更された「管理木材パルプ」などの取り扱いを明確にする目的で認定基準の部分的に改定を行う。

2. 改定箇所 （変更箇所：赤字部分を追加、見え消し部分を削除）

3. 用語の定義

管理木材パルプ	森林認証材とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であって、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。
---------	--

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1)古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ**配合率利用割合**、間伐材等パルプ**配合率利用割合**、**管理木材パルプ配合率**、持続可能性を目指した原料調達に基づいて調達されたパルプ**配合率利用割合**、白色度及び両面塗工量が、非塗工用紙については表 1-1 の算定式、塗工用紙については表 1-2 の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。また、古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、**管理木材パルプ**、および持続可能性を目指した原料調達に基づいて調達されたパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。

表 1-1 非塗工用紙に関する算定式

項目	評価範囲	評価値計算式	評価値範囲
古紙パルプ配合率	60～100%	古紙パルプ配合率 -10	650～1090
森林認証材パルプ配合率 利用割合 間伐材等パルプ配合率利 用割合	0～40%	(森林認証材パルプ配合率利 用割合+間伐材等パルプ配合 率利用割合)	0～40
管理木材パルプ配合率	0～40%	0.75×管理木材パルプ配合率	0～30
持続可能性を目指した原 料調達に基づいて調達さ れたパルプ配合率利用割 合	0～40%	0.5×持続可能性を目指した 原料調達に基づいて調達され たパルプ配合率利用割合	0～20
白色度	60～75%	((0.7×古紙パルプ配合 率)+(0.9×古紙パルプ以外の 配合率))-白色度 75-白色度	0～15
総合評価値		上記の合計値	80以上

* 白色度の評価は、ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）色紙には適用しない。

表 1-2 塗工用紙に関する算定式

項目	評価範囲	評価値計算式	評価値範囲
古紙パルプ配合率	60～100%	古紙パルプ配合率 -10	650～1090
森林認証材パルプ配合率 利用割合 間伐材等パルプ配合率利 用割合	0～40%	(森林認証材パルプ配合率利 用割合+間伐材等パルプ配合 率利用割合)	0～40
管理木材パルプ配合率	0～40%	0.75×管理木材パルプ配合率	0～30
持続可能性を目指した原 料調達に基づいて調達さ れたパルプ配合率利用割 合	0～40%	0.5×持続可能性を目指した 原料調達に基づいて調達され たパルプ配合率利用割合	0～20
両面塗工量	0～30 g/m ²	0<両面塗工量≤10 →15 10<両面塗工量≤20 →10 20<両面塗工量≤30 → 5	0～15
総合評価値		上記の合計値	80以上

【管理木材パルプの証明方法】

森林認証の CoC(Chain of Custody)認証制度により、工場として認証を受けていることの証明書を提出すること。また、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証されている証明書（監査結果など）を提出すること。

3. 改定日： 2024年3月15日

以上